

公示番号：170332

国名：コロンビア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：一村一品（OVOP）コロンビア推進プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.80M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	24日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き) (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月27日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	コロンビア／全途上国
語学の種類	英語（西語ができることが望ましい）

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

コロンビアでは国内紛争が長年にわたり続いてきたが、近年になってようやく紛争は終結しつつあり、政治・社会も復興・安定に向かっている。その一方で紛争の結果生じた社会的・経済的格差への対応が課題であり、それぞれの地域の多様性を認めた上で地域に焦点を当てた開発政策を実現し、民主的な繁栄と持続的な社会経済の発展につなげていくことが望まれている。

コロンビア政府は、地域の社会的安定と復興に向け、国内紛争の影響で住居移転を余儀なくされた住民や社会的弱者を含む地域住民相互の信頼関係構築・回復と、地域の価値を認識し共同・協働・団結を通じた地域共同体の強化を目指す取り組みとして、一村一品運動（One Village One Product: 以下、「OVOP」）を推進している。

OVOP は、2009 年に副大統領主催で OVOP セミナーを開催したことから始まり、2009 年 6 月には、国家企画庁 (Departamento Nacional de Planeación: 以下、「DNP」) のリーダーシップの下、OVOP 中央委員会が結成され、OVOP の推進メカニズムの構築を図るまでに至っている。これらの活動を通じ、コロンビア政府は OVOP の意義を認め、これを国家レベルで推進していくこととして国家開発計画（2010 年-2014 年）の中に位置づけている。さらに同政府は、新たに策定された国家開発戦略（2015 年-2018 年）においても更なる地域開発の促進を目指しており、引き続き OVOP を地域開発促進のための方策として盛り込み、国内の他地域に普及可能な包摂的な地域開発モデルを形成することとしている。

JICA は 2009 年より個別専門家 2 名（一村一品運動推進、地域振興）の派遣と、国別研修（一村一品運動推進）の実施を通じてコロンビア側の取り組みを支援してきた。これらの支援を通じて、国家職業訓練庁の全国 TV 会議システムを活用した OVOP 概念の普及やコンセプトペーパーの策定、OVOP 中央委員会による OVOP イニシアチブ（以下、「イニシアチブ」）（※1）評価指標の設定、国内の全 32 県のうち 29 県から提出された 213 件のイニシアチブ申請書の評価とそれを踏まえた 12 イニシアチブの選定、そして、OVOP 全国大会等が実施されてきた。

このような背景の下、JICA は 2014 年 3 月より技術協力プロジェクト「一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）を開始し、DNP を中心に 9 つの機関（※2）をカウンターパート（以下、「C/P」）機関として、3 名の業務実施単独型専門家（チーフアドバイザー/地域開発専門家、マーケティング、社会的包摂/コミュニティ開発）と 1 名の長期直営専門家（業務調整/研修計画策定）を派遣中である。

本プロジェクトでは、OVOP の主体である地域の参加者の運動を支援・促進する行政

の能力強化を通じて、広く人々が裨益する地域開発のモデルの確立を支援することを目的として活動を展開してきた。本プロジェクトによって対象地域のコミュニティの一体性と経済的自立が強化され地域の安定と発展に寄与することが期待されている。

現在、本プロジェクトでは、OVOP 中央委員会における OVOP 推進モデルの提案と推進戦略案の策定支援に加えて、これまでに策定した OVOP 市委員会及び各イニシアチブにおけるアクションプラン及びビジネスプランの実施を主に支援している。支援の展開にあたっては、各イニシアチブで選定された商品・サービスの「商品力の強化」と、広く地域住民が裨益する「住民参加と社会的包摂」がバランスよく実現するよう留意している。「住民参加と社会的包摂」の観点においては、プロジェクト目標である「人々に広く裨益する地域開発モデル」の構築、及び上位目標である「平和に向けた地域の再生を目指し」た「コミュニティの一体性と経済的自立」の強化を常に意識し、コミュニティ内の住民の自発的参加の拡大により、社会的包摂が促進されるよう支援を行っている。また、OVOP 運動は、紛争により疲弊した地域における経済再活性化の可能性をもたらすと同時に、帰還した国内避難民、投降兵士等を含む、様々な立場、状況にあるコミュニティの住民の融和を図り、連帯を強化する可能性を有している。JICA は 2016 年 8 月に中間レビューを実施し、プロジェクトの実施経験から、コロンビアの文脈における地域開発のモデルとしての OVOP 活動の整理を行った。現在、プロジェクトはプロジェクト目標達成に向け、OVOP の県の機能を中心とした県モデルの充実を図っている。

今回実施する終了時評価調査は、2018 年 2 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

(※1) イニシアチブとは、地域に固有の独創的な商品・サービス・アイデアを通じて地域開発を推進している地域の組織・組合であって、OVOP 中央委員会が認めたものをいう。

(※2) 本プロジェクトの C/P 機関は以下のとおり。

DNP、農業農村開発省、商工業観光省、文化省、社会繁栄庁、国家職業訓練庁、コロンビア民芸品公社、連帯組織ソリダリアス、国際協力庁

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

また、本プロジェクトについては上記 6. 業務の背景に記載の通り、「商品力の強化」と「住民参加と社会的包摂」がバランスよく実現するよう留意している。特に和平プロセスにあるコロンビアにおけるプロジェクト活動の中で、社会的弱者を含むコミュニティの OVOP 活動への参加の事例・取組を発掘し、コロンビア側へモデルとして提供することにプロジェクト後半は力点を置いている。よって、本業務従事者は、定型の評価グリッドに基づいた PDM の評価や単なる 5 項目評価のみに終始するのではなく、イニシアチブやカウンターパートの訪問からコロンビアの OVOP モデル構築に資する事例や視点（良い事例、失敗事例の双方）を積極的に拾い上げて評価し、プロジェク

ト終了期間までの活動への提案を行う。

JICA 職員団員到着後には JICA 職員と共に同様の調査を続け、終了時評価調査報告書のとりまとめに協力する。

本業務従事者によるイニシアチブの訪問については、これまでの活動成果及び今後の活動展開計画を踏まえ、後述 10. 特記事項 (1) ④の表 1~8 のうち、3-4 か所程度を予定している。訪問イニシアチブについては、JICA 側から指示を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017 年 7 月上旬~8 月中旬)

- ①既存の文献、報告書等 (プロジェクト進捗報告書、専門家業務派遣報告書、中間レビュー報告書等) をレビューし、プロジェクトの実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド (案) (和文・英文) を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド (案) に基づき、プロジェクト関係者 (プロジェクト専門家、C/P 機関、その他コロンビア側関係機関、他ドナー等) に対する質問票 (英文) を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2017 年 8 月中旬~9 月上旬)

- ①JICA コロンビア支所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③コロンビア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績 (投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。同時にイニシアチブサイト訪問 (3~4 か所を予定)、カウンターパートへのヒアリングを通じてコロンビアの OVOP モデル構築に資する事例や視点 (良い事例、失敗事例の双方) を拾い上げて評価に加える。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びコロンビア側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書 (案) (英文) の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びコロンビア側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案 (和文、英文) の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書 (案) に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA コロンビア支所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 9 月中旬~11 月上旬)

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（２）のすべてとする。

（１）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

（２）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（２）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヒューストン⇒コロンビア⇒ヒューストン⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年8月15日～2017年9月7日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 平和構築／社会的包摂（JICA）

ウ) 協力企画（JICA）

エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAコロンビア支所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄西語の通訳・翻訳を必要に応じ手配します。

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

JICA コロンビア支所及びプロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

④イニシアチブ対象地域について

本プロジェクトの対象 12 イニシアチブのうち、現状 JICA の安全措置により日本人専門家が活動できるイニシアチブは以下の 1~8、及び 12 番のサイトとなっています。その他のサイトにおける活動については C/P が直接支援を行うとともに、各イニシアチブの関係者を日本人専門家が出席するセミナー、会議などに招聘し活動を展開しています（※本業務従事者は以下イニシアチブ 1~8 のうち、JICA の指定する 3-4 か所を訪問予定）。

番号	イニシアチブ名	商品・サービス	県	市町村名
1	Susa スサ	クリーン・プロダクト	クンディナマルカ	スサ
2	Paipa/Sotaquirá パイパ/ソタキラ	パイパのチーズ	ボジャカ	パイパ/ソタキラ
3	Filandia フィランディア	キンディオの道フェスティバル	キンディオ	フィランディア及び県内他市
4	San Vicente サンビセンテ	フィケの手工芸品	アンティオキア	サンビセンテ
5	Villavieja ビジャビエハ	天体観光	ウイラ	ビジャビエハ
6	La Chamba ラ・チャンバ	ラ・チャンバの黒色伝統陶器	トリマ	グアモ
7	Mompox モンポックス	モンポックス観光/フィリグラナ銀アクセサリー	ポリバル	モンポックス
8	Tuchín トウチン	トウチンのカーニャ・フレチャ帽子/民芸品	コルドバ	トウチン
9	Tierradentro ティエラデントロ	ティエラデントロ民族観光(*3)	カウカ	インサ/パエス
10	Nudo de los Pastos ヌード・デ・ロス・パストス	太陽の祭りインティ・ライミ(*3)	ナリーニョ	ヌード・デ・ロス・パストス
11	Sibundoy シブンドイ	シブンドイ谷の農業・環境観光(*3)	プトゥマヨ	シブンドイ
12	Socorro ソコロ	粉末赤砂糖(*4)	サンタンデル	ソコロ

(*3) 9~11 の 3 イニシアチブは JICA 関係者立入不可地域

(*4) 12 のソコロは活動休止中。

(2) 参考資料

- ① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200109/index.html>

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/2a00e148389ca32049257bf30079dfe3?OpenDocument>

- ② 本業務に関する以下の資料は Web サイトより入手可能です。

・コロンビア共和国 一村一品 (OVOP) コロンビア推進プロジェクト詳細計画策定調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12146734.pdf>

・コロンビア国 国内避難民支援のための地方行政能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

http://open_jicareport.jica.go.jp/423/423/423_705_11987641.html

・紛争影響国における雇用と生活向上に係る情報収集・確認調査 最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12083598.pdf>

③ 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (rdga1@jica.go.jp 配布担当：廣瀬) にて配布します。

- ・プロジェクト事業進捗報告書
- ・中間評価報告書(案)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在コロンビア日本大使館及び JICA コロンビア支所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上